

第 65 回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：令和 7 年 9 月 5 日（月曜日）13：00～15：00

場所：佐賀県庁新館 11 階 大会議室

1、開会

（県土整備部県土企画課 御厨副課長）

それでは、定刻になりましたので、第 65 回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催したいと思います。本日、司会を務めさせていただきます県土整備部県土企画課副課長の御厨と申します。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席について、9 名の委員に出席をいただいております。佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱の規定により、委員 2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、本委員会が成立することをご報告いたします。

それでは、県土整備部長永松よりご挨拶を申し上げます。

2、県土整備部長挨拶

（県土整備部 永松部長）

はい、県土整備部長の永松でございます。よろしくお願いいたします。4 月から部長を拝命させていただいております。

今日はお忙しい中、委員の皆様には第 65 回公共事業評価監視委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。

また、今回、2 年という委員の改選のタイミングでございまして、各委員の皆様にご了解いただいて委員になっていただきまして誠にありがとうございます。また、今回 4 名の先生方に新たに委員に就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

県では公共事業の新規事業評価ですとか、再評価、事後評価といった事業着手の前から事業完了後まで各段階のタイミングで委員会のご意見をいただきながら事業を進めているところでございます。この場をお借りしまして、現在の事業の状況等いくつかトピックをご紹介します。

まず、1 つ目でございます。有明海沿岸道路でございます。工事の状況を、7 月に写真で撮ったものですが、手前側が西、左の佐賀市街と書いてある所が北になります。ちょうど佐賀ジャンクションが真ん中に見えております。佐賀は非常に広い所に分散して人が住んでおりますので、こういう広域道路ネットワークというものに力を入れながら設置を進めているところです。手前側のジャンクションからこちら側の所と、左側の佐賀市街に向かう所が県で整備をしております、ジャンクションから向こう側につきましては国の方で整備

を進めていただいている箇所です。だいが構造物等が出来上がってきている状況が見て取れるかと思います。今年度につきましては佐賀ジャンクションの所の工事も着手していきたいと思っていますところ。次、お願いします。

有明海沿岸道路には多くの市町がありまして、地域がだいが盛り上がって来ております。「ありあけ海道～トレジャーロード～」ということで沿岸道路の周辺にあります自治体、民間団体の計 18 団体で「ありあけ海道盛り上げ隊」というのを作られまして、キックオフイベントをされました。何かというと、左上に書いていますけれども、今年の 3 月に、日本風景街道というものの九州ルートとして 16 番目に登録されまして、やはりこういう登録がされたということで地域を盛り上げていきたいということで、盛り上げ隊というのを作られまして、有明海沿岸道路の一刻も早い整備ということを宣言の中で織り込まれたという状況です。民間の方とも連携しながらしっかりと取り組んでいきたいと思っています。次、お願いいたします。

全部で 3 つお話しますが、2 つ目のトピックです。佐賀駅前に「さが維新テラス」というものが去年の 8 月にできております。左上が昔の写真でございまして、駅前 4 車線の道路がありましたが、その 4 車線道路を 2 車線に狭めて右下のように歩道を広げたかたちで整備をいたしました。次の写真をお願いいたします。今年 1 周年を迎えたので、「こども縁日」というかたちで 8 月 23 日にイベントをやりました。そしたら、かなり多くの方がこの写真のように集まっていただきまして、大盛況だったというお話を聞いております。このように道路を車が通る空間としてだけではなく、歩いて楽しいそのような街づくりへとつなげていきたいと思っております、このように賑わいといったものも道路の中で創出できる取組を進めているところでございます。次、お願いいたします。

これは唐津市でございます。8 月の雨では、佐賀は熊本とか鹿児島のような線状降水帯が発生するという状況には至りませんでしたけれども、令和 5 年の時に 7 月に大きな災害がありました。左上にありますように土砂災害で 3 人の方が亡くなったという災害でした。その場所に今、砂防の堰堤を作っております。今年の 8 月の写真の状況ですが、砂防の本体の堰堤ができたところでして、これから下の所の川までつなぐ水路を作っていく工事を行っています。左下にありますように、現場見学会もさせていただいて、地元の子どもたちが工事の状況を見て、安心になったねというお声もいただいております。このように、安心安全につながるような工事をしっかりと進めていきたいと考えているところです。

ご紹介は以上 3 点になります。最後になりますけれども、本日の委員会は、事業評価マニュアルの改定等の諮問と、事後評価の結果等についてご報告をさせていただきたいと思えます。皆様の忌憚ないご意見をいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3、委員改選及び委員長の選任

(県土整備部県土企画課 御厨副課長)

ありがとうございました。委員の皆様方には、今年9月から委員をお願いさせていただきました。ご多用のところお受けいただきましたこと誠にありがとうございます。

まず、今年度より新たに委員にご就任いただきました4名の方のご紹介ということでご紹介させていただきたいと思います。まずは、レグナテック株式会社代表取締役社長であります樺島賢吾様、そして多久市まちづくり協議会かつやく隊隊長であります笹川俊一様、弁護士法人如水法律事務所アソシエイト弁護士であります白田晴夏様、佐賀市立春日小学校校長であります三好智恵様、以上、4名の方に新たに委員にご就任いただきました。誠にありがとうございます。今回、本年度第1回目の委員会ということで新たな委員の方もご就任いただいております、また執行部の方も人事異動がっておりますので、ここで自己紹介の方をお願いします。まず、執行部の方からよろしくお願いいたします。

～各自自己紹介～

(県土整備部県土企画課 御厨副課長)

ありがとうございました。なお、本日、佐賀大学経済学部経済学科教授であります藺田委員はご都合により欠席となっております。

それでは、本日の議事に入ります前に、委員長の選出をお願いしたいと思います。委員長につきましては、佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱に委員の互選によりこれを定めると規定されております。なお、本日もご都合により欠席となっております藺田委員からは当日の出席者にゆだねるとの意見をいただいております。どなたか希望される方やご推薦したい方等ございましたら挙手をお願いいたします。特にないようでしたら、よろしければ事務局より伊藤委員に委員長をお願いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

(参加委員)

—賛成— (拍手)

(県土整備部県土企画課 御厨副課長)

ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お受けいただけますでしょうか。

(伊藤委員)

はい。

(県土整備部県土企画課 御厨副課長)

よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、伊藤委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

(伊藤委員長)

再び委員長をおおせつかりました佐賀大学の伊藤でございます。今回、だいぶこの委員のメンバーの方がリニューアルというか、新しく4名の方がお越しになられまして、なかなか最初はかなり難しい委員会でございます、内容も理解が完全にはいかないと思いますけれども、もし分からないことがありましたらどんどん逆に私なり、県の方にご質問いただいで、より活発な委員会、ご意見、討論ができるような会にしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(県土整備部県土企画課 御厨副課長)

ありがとうございました。ここからの議事進行につきましては、委員長に進行をお願いしたいと思います。伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

4、議題

《諮問事項》

(伊藤委員長)

はい、そうしましたら、皆さん、議事次第の方に。古参の委員の方はもう慣れてらっしゃる、この通りだなというのはもうご承知かと思いますが、先程申しましたように、今日4名の方、新しく来られたということで少し時間かかるかもしれませんが、少し丁寧にやっていきたいと思います。議事次第でこれから私がマイク持たせてもらって進めていく議題といたしますと、4番の議題というところになります。その中には諮問事項と報告事項の大きく2つに分かれております。諮問事項というのは、県知事からこういう議題に関して議論していただいて委員の方々賛同いただけますか、もちろん反対されても結構なのですが、知事が意見を求められているというのが諮問事項でございます、これが2件あります。新規と変更。それと報告事項はご覧の通り3件ございまして、これは決まったことを皆さんいろんなご報告を聞いていただいたく形にはなるのですが、そこに対してももちろんいろんな意見をいただければと思っております。そういった形で進めていきたいと思ひます。

では、早速ですけれども、諮問事項の方に入りたいと思います。まずは議題1の新規評価マニュアルの新規作成の変更についてということで、事務局から全体説明から、その後に関係課からご説明という形になりますのでお願いいたします。

(事務局 野口課長)

事務局の担当課長をしております野口と申します。

お手元の資料でいきますと、資料1の1ページの上になります。公共事業評価監視委員会で行います事業評価の全体概要についてまずご説明をいたします。この委員会では、3つの公共事業評価を行っております。1つ目は、新規評価。これは新たに着手する事業個所を対象に実施するもので、その評価基準を定めます新規評価マニュアルにつきまして新たに策定する場合や内容を見直す場合、委員会で審議いただくものとなっております。2つ目、再評価。これは事業採択後一定期間が経過した継続中の事業を対象に実施するもので、その事業継続の適否について委員会で審議いただくものです。3つ目、事後評価。これは事業完了後おおむね5年を経過した事業を対象に実施するもので、事業効果の発現状況について委員会で検証いただくものです。本日の委員会では、赤枠で囲んでおります諮問事項として新規評価マニュアルの審議、報告事項として事後評価を実施した事業の効果の紹介を行いたいと考えております。

次に資料の1ページの下、これからご審議いただきます新規評価マニュアルの作成と変更について概要を説明いたします。新規評価の対象事業につきましては、整備系と維持系の2つに分類され、このうち整備系につきましては3つの事業に区分されております。今回、マニュアルの新規作成を行いますのは赤で囲んでおります整備系の生活関連事業のうち、ため池等整備事業、マニュアルの変更を行いますのは、維持系のうち道路事業となっております。資料の2ページ上から新規評価マニュアルにつきましては、左に示します3つの視点で構成し、事業の特性を表す評価指標ごとに件数に応じてA、B、Cの3段階の評価を行い、2ページの下に示しますように、そのA、B、Cの組み合わせによって、事業実施の可否を判断する仕組みとしております。

事務局からの概要説明は以上となります。

では、1番目の諮問事項となります新規評価マニュアルの新規作成につきまして担当課より説明いたします。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

皆さん、こんにちは。農林水産部の農山村課長をしております江口と申します。

新規評価マニュアルの追加について、私の方から説明をさせていただきます。

まず、ため池に関しての評価マニュアルを新たに作るということなのですが、まず、ため池とは何かというところを少しご紹介したいと思います。ため池と申しますのは、農業用水を溜めておくための人工的に作られた池のことです。土を固めて堤防をこういう形で作りまして、ここの中に水を溜めているというような状況で水を出したり、水がたまりすぎたら余計な水を流すとかそういった施設が備えられています。近年、このため池を取り巻く情勢が変化してきています。記憶に新しいもので言いますと、平成30年7月豪雨で、全国で、今地図をあげていますが、こういった所でため池が決壊すると、決壊というのは堤防が崩

れて水が下の方に流れ出るといような状況になっているといようなことでございます。こうした決壊の事例を受けまして、国の方では、ため池のハザードマップを作ったり、管理体制を整備するといったことを進めるとともに、工事を集中的にやりましょうということで令和元年と令和2年に2つの法律を作りまして現在進めているところです。

従来のため池といいますのは、左側の写真がため池の池面のところを見たものなのですが、池のこういう泥になっている所が、水が上がったり下がったりするのでずっと泥が落ちて来ますので、整備後と書いていますけど、こういった所にコンクリートのブロックをはめて整備をし、農業用水がきちっと確保できるようなことで進めています。ため池整備の変化ということで、先程言いましたようにため池が全国的に決壊したということもございしますが、近年、気候変動により、豪雨災害が激甚化・頻発化しているということで、流域治水の考え方が地域に浸透して来ています。県内でも、内水対策プロジェクトということで取り組んでいまして、ため池は本来農業用の水を溜めておく施設ですけれども、こういう状況ですのため池を治水活用にも使っていこうと、このための整備をしていこうということが、今、求められています。具体的に言いますと、大雨が降る前にあらかじめこういう形でため池の水位を下げておきます。水を一旦捨てるわけです。雨が溜まって来たらまた溜まるということで、緊急的に放流するためのゲートをこういう形で作ったり、こういう整備をしていくということになります。令和3年8月にも大雨がありました大町町の事例ですけれども、浸水エリアの上流側にある、これは宮浦ため池というため池でございしますが、こういうため池が今後使われないとか、農業用に使われないとかそういうことの合意が図られるのであれば、ここに先程言いましたように大雨の前に水を貯められるように備えをしたいといようなところでございます。

今回、ご審議お願いしたいのがマニュアルの追加で、マニュアルを新しく作るということです。従来のため池のマニュアルはそのままあるのですが、そのマニュアルでは先程申しましたような内容の整備を評価できませんので、新たにマニュアルを追加したいということで洪水調節機能強化型というマニュアルを追加したいと考えています。評価の指標といしましては、説明の中でも言いましたように、流域治水プロジェクトに位置付けられているとか、下流地域の浸水被害がどのような状況になっているのかとか、洪水機能の有無があるのかどうか、こうしたことを評価していくといような内容になっています。お手元の資料には、詳しいものをつけておりますけれど、左側が従来のマニュアルです。事務局からも説明があったように、位置付けの部分ですが、赤の部分が変更になります。豪雨災害に係る計画または評定があるかどうか、こういったものを追加・変更してマニュアルを作っています。必要性評価のところについてもそうした面を加えましてマニュアルを追加しているということです。3つ目の項目は実施環境といようなところなのですが、こういった面で関係する自治体との調整状況とかそういったものを入れてマニュアルを作っています。最終的には、そうしたマニュアルで評価いたしましてA、B、Cの評価を行い、ランク付けして、3つの項目が例えば、AAAとか、AABとかこういうかたちでなってくれば優先的に事業を実施し

ていきますということで評価をしていくところです。説明は以上です。

(伊藤委員長)

このまま質疑応答した方がよろしいですね。今ご説明ありましたように、簡単に申しますと、公共工事を始めるにあたって、まずは客観的に数値化して、どこの優先順位が高いのかを判断します。優先順位が高いものの中でも、トリプルAを取ったところが一番最初にやりましょうとか、そういう具体的に数字に表して誰から見てもやる必要が、早くやらなければいけないとか、やる必要があるなということを評価するマニュアルを公共工事全部門というわけではなくて、まだどんどん整備されている段階なのです。今回は、ため池のマニュアルがなかったわけではなくて、農業用のため池は昔からマニュアルがあったのだけど、洪水調整型はなかったものですから新たにマニュアルを作成したと、こういうかたちでよろしいですかという諮問になっています。すみません、長くなりましたけれども、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

(猪八重委員)

よろしいですか。

(伊藤委員長)

はい、お願いします。

(猪八重委員)

評価の位置付けのところで重要度というのがあったと思うのですが、重要度の中身については、パワーポイントの中にはなかったですが、手元の資料の8ページに重要度の中身が書かれていて、防災重点農業用のため池に指定されているかどうかによって点数がつくということなのですが、指定される、指定されないというところで1回評価されていると思うのですが、この評価の内容というのは実際このマニュアルの中の評価の内容と重複したりはしていないのですか。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

ありがとうございます。今回このところで仕分けをしていますのは、防災重点ため池に指定されているか、指定されていないかです。もともと防災重点ため池がどのようなものかということを申しますと、もともとため池は農業用ため池一色でやっていたのですけれども、防災重点ため池というのはため池の下流に住宅があったりとか、重要な公共施設があったりだとか、そういうふうな所があるため池については防災重点ため池に指定しましょうというふうなことで入口のところで防災重点ため池を指定しています。先程言いましたように、住宅があったり、公共施設があるということは当然ため池が危険な状態になれば当然

緊急度とかそういうものが上がりますので、住宅とかがないため池に比べれば、当然その重要度という点では高いというか、位置付けになりますので、まずは防災重点ため池に指定されているか、指定されていないかというところを1つファクターとしています。

(猪八重委員)

そうした視点で見た時に、例えば、必要性とか効果の中で、事業の効果の中に下流域のいわゆる浸水被害防止について30点付くか付かないかという評価項目があるので、これが下流域に何かそういう被害に遭いそうなものがあるかどうかという視点が含まれているため、この分がダブル評価になっているのではないかというのが少し気になったのですが、そこはよりそういう項目を強調して評価するという意味ではいいのかもしれませんが、何かその重複が少し気になったのですが、そこは問題ないのですか。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

ありがとうございます。ここで今、委員おっしゃられるように9ページに記載している1番上のところの必要性・効果のところの項目だと思いますけど、実際、ため池のこういった状況ですけど、まだご紹介させてもらったため池のところの工事というのは、着手はしていないですけど、実際こういうエリアで浸水被害が生じているというようなため池の下流の状況もございますので、そういったところもある意味評価をしていくべきものではないかということで、今回、位置付けをしています。

(伊藤委員長)

ちょっと横からはいりますけれども、防災重点ため池というのはどこが指定しているのですか。いわゆる県が指定して更にこのマニュアルで指定するのだったら、猪八重委員言われるようにダブルカウントになる可能性があるわけなのですけれども。違うところが指定していたら、そんなに強調する意味が。委員が言われたように、ダブルカウントというほどにもならないかなと私思うのですが、この指定はどこがされていますか。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

ありがとうございます。防災重点農業用ため池の指定は県知事が行います。

(伊藤委員長)

県知事ですか。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

県がやっています。

(伊藤委員長)

知事が最終的に、今、慣行するにしても、評価項目だとか評価のデータを集める方はどこ。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

私ども事務もやっていますので、私ども市町から情報を聞きまして、県の方で情報見まして、最終的には県で指定をするというような流れになります。

(伊藤委員長)

そうなる तो ちょっと重複したような評価になっている可能性もあるわけですね。

(県土整備部 北村副部長)

どうなのでしょうね、重複はあるのかもしれないけど、先程、説明があったように、被害があっているけど指定されていないところがあったり、そこをきちんと拾い上げるとか、あと結局今までのもっぱら利水としてのため池が治水活用を念頭に置いたため池にという流れの中で、後者を公共事業の優先度を評価するとどのぐらいのウエイトで評価するかというと、片方だけだとどうしてもウエイト小さいんですけど、治水利用の部分でもある程度活用していかなければならないという流れの中で、もう少しウエイトを抜かないといけないのではないかと、要は、これは反すうの問題だと思うのです、ダブルカウントという、そういった中で多分既存の事業をいろいろ見ていく中で担当課としては多分この両方ぐらい入れておいた方が丁度いいぐらいのバランスになるのではないかと事業として、ということでしょうね。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

補足してもらってありがとうございます。排水関係の責任者というのは、地域で排水被害が起こる、湛水被害が起こるといったところの責任者というのは、基礎自治体である市町です。一義的には、市町の責任においてきちんとした対処をしていくというのが基本ですけど、今回は今までため池というものの管理が粗放化されていると、どちらかというと山のあまり人が寄りつかないような所にあったりもしますし、管理がなかなか粗放化されているので、管理が行き届かない中で雨が降った時に決壊したら困るじゃないかと、それは農業者が困るのではなくてその地域の住民が困るわけです。なので、そこに関しては農業用の問題とかいうことではなくて、きちっとそういうふうな地域の問題としてリスクがあるのであればあらかじめそのリスクのところをきちっと取り除いていくことが重要ではないかということで、国の方も法を整備して、そこは県がしっかり指定していきなさいという法律のたてつけになっています。一義的にはやはり市町がやっていかなければならないんですけど、地域任せにするというのは管理が粗放化することにもつながりますので、そのところは私どももしっかり目を配らせてもらいながら、進めたいということかなと考えていま

す。

(伊藤委員長)

はい、私は納得しましたけれども、猪八重委員はどうですか。

(猪八重委員)

大丈夫です。聞きたいところ、分かりました。

(伊藤委員長)

田中委員。

(田中委員)

農業をしている上でため池があると水の管理はとても安心出来る場所があります。大豆は畑なので水を溜めるということがないのですが、今年のように気温が高く、田植えをしてから雨が降らなかったのも、稲が枯れてしまうのではないだろうかという不安をすごく感じました。東北の辺りも雨が全然降らなくて稲が枯れるのではないだろうかと思われた頃、今度は大雨が続き洪水になりお米の収穫が出来るのだろうかと思いました。1ヵ月間で今までの1年間の雨が降り、集中的にその場所だけで大雨になって洪水になった今年ですが、ため池を農業だけでなく大雨の時に水が溜まるような所を作っていたら、川が決壊して大町や牛津もありましたが、洪水の被害が出ないようにいただければ助かるなど。これから毎年高温が続き線状降水帯が出来、局地的大雨が降るようになってきそうなのでいい事業だなと思います。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

ありがとうございます。途中説明いたしましたように、資料のこのシートのところにも書いていましたように、県でも私、農林水産部に身を置いていますけど、今日、県土整備部もおりますし、県庁の中には危機管理の部局もございます、そういったところが横断的に点検しまして、こういう「プロジェクト IF」というような取組も現在行っています。その中には、委員がおっしゃられるように水を溜めるためのポケットを作りましょうとか、流すための整備をやりましょうとか、人命を守るための取組をやりましょうとか、そういう3本の柱で取組をやっていますので、そういったところについては、今日ご提案させていただいて、そのため池も含めて取組を進めさせていただきたいと思っています。

(伊藤委員長)

はい、では鳥井委員お願いします。

(鳥井委員)

最近報道されていたある災害で本当にため池の決壊って怖いだろうな、地元住民の方達にとっては本当に安心した生活が出来ないのではないかなと思ったのですが、この新規評価で変更したのはすごくいいことだと思うのですが、気になっているのが、9 ページでこの新規評価の中で地元の人たちとの合意形成の点数が 20 点なのですけども、これを防災の観点ですと何で 20 点、本当に心配だったら点数的にもう少し高くてもよいのではと思ったのですが。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

ありがとうございます。先程、少しお答えさせていただいたのですが、洪水関係にどういうふうに取り組むかというのは自治体、行政の方での判断というのが非常に大きいものになるのですが、ここで、鳥井委員がおっしゃられる 9 ページのところに書いている地域での話し合いにより合意が得られていると、このところは基本的には農業としてこの水もう使いませんと、要はポケットとして差し出しますというような、そういうふうなことを地元で決めてもらうような話のことをここに書いていまして、ため池自体は地域の方々のもの、地域の所有なのです。ですから使うにあたっては地域の意向というか、そこを確認しないと、いやいやまだ自分達はいろんな使い方をしたいからとおっしゃられればそれは使えないです。行政判断があったとしても、人さまのものなので。ただそういったところをきちっと確認して、各県市町としても進めていくというような意味合いのものをここには書いています。前段には市町も当然そういう判断をしていくときには農家の水の需要がそこにはないということで、じゃあポケットを洪水調整に使おうかというようなことになっていくと思いますので、もう 1 回確認の意味でそういうふうな意向確認ができていくのかということでここに項目をあげています。

(鳥井委員)

これはでも新規評価のマニュアルを変更するという話ではないのですか、新規評価の中に今のマニュアルを全部入れ込んだというふうに私理解してしまったのですけど。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

このマニュアルは新規評価に上がっていくためのマニュアルになります。

(鳥井委員)

ですよね、新規事業のときということですよ。では、今までは農業用水として使っていたため池が、地元の皆さんがその用水があったら怖い、ため池があったら怖いとかそういったことがあるのだったら、最終的に総合得点に基本点数を達した事業のみが新規評価はあがってくるではないですか、その時に、これは必要なんじゃないとだけ点数が低いた

めに地域評価に着手できないとか、そういったことがないためには点数はもう少し必要なところに数値化するのが大事なのかなと思ったのでお尋ねしました。

(県土整備部 北村副部長)

補足します。一応、これはそれぞれの項目ごとに満点 100 点です。100 点で実はこの実施環境というのは 7 ページを見ていただくと分かるのですが、結構項目が多いのです。その中でほぼほぼだいたいみんな 10 点なんだけど何が大事かなということで担当課の方で考えられて、1 つは維持管理体制が 30 点で、確かにそうだよなと、続けられない、その次に地元合意ということで 20 点、だから全然ウエイトを置いてないわけではなくて、他の項目よりウエイトを置いているのです。ただ全体の項目数が多いのでこのウエイトになっている。そういうことです。

(鳥井委員)

すみません、かなり細かくお聞きしてしまいました。そういうことではなくて、必要なもののところにあがってこないというのはどうなのだろうと思ったので、すごく何かはい、そこはどうか、すみません、大丈夫です。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

ありがとうございました。一応、30 とか 20 のところは重要度があるかなということで配点をしていますし、一般的な項目についてはさっき副部長補足してもらいましたが、配点は 10 点をベースに、重要なところは 20、30 ということで乗せています。

(鳥井委員)

分かりました。費用対効果のところで点数が多く上がって来るでしょうね。それも何か捉えた上であれば大丈夫です。

(伊藤委員長)

はい、他にいかがでしょうか。

無いようですので、諮問に対して了承かどうか聞きたいと思います。このマニュアルでよろしいでしょうか、変更等なしで。了承いただけますか。はい、ありがとうございました。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

ありがとうございました。

(伊藤委員長)

では、2 件目に入りたいと思います。

(県土整備部 道路課道路安全推進室 江口室長)

それでは、2件目の道路事業に関するマニュアルの変更についてご説明をさせていただきます。私は道路課の道路安全推進室の江口と申します。着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、今回のマニュアルの変更でございますけれども、道路事業の維持管理（防災事業）で、今回、評価のマニュアルを変更したいと考えております。

背景といたしましては、近年災害が激甚化・頻発化しており、電柱の倒壊などによって全国的に道路の寸断等が多発しておりまして、災害時緊急車両がなかなかうまく通れないというような事象があっているところです。県内におきましては、無電柱化、道路の電柱があるものを地下の方に埋設していくような事業になりますが、今は道路の拡幅事業や区画整備だとかと同時に無電柱化を実施してきているところです。用地買収を伴いながら事業をやっていくと、期間もかなりかかるということもありまして、道路を啓開し、緊急時車両を早く通すために今の現況の幅の中に電線を通していく、地下の方に電線を通していくとのが必要であり今回見直しを考えているところです。

これが国の方のホームページからの写真になるのですが、実際こういう台風による倒壊であるとか地震による電柱の倒壊と、こういう状況が確認されているところです。今回、道路事業のマニュアルにつきましては、冒頭説明があったとおり、整備系と維持系のうち維持系の維持管理事業ということで道路の防災事業を考えているところです。これにつきましては、先程もお話ししましたように、用地買収を伴わずに、今の道路の中に電柱、電線、通信関係を地下に埋設していくという事業を考えているところです。評価の項目については、評価の位置付け、必要性効果、実施環境と3つの項目で分かれておりまして、その位置付けと必要性効果で防災事業の点検及びプログラム、損傷度の程度、について評価の追加をしているところです。

それに伴って、位置付け、必要性効果、実施環境それぞれで点数100点満点のうち点数をつけまして、評価の優先度を決めていきます。この全体につきましては、先程のため池事業と評価のランク付けは同じになっております。実際の評価になりますけれども、先程の位置付けのところは、旧年に見直しをしていることありますが、それは平成8年の点検の項目を入れていましたが、かなり時間も経過しているということで、今回、見直しております。新たに設けたのは各計画に位置付けられた箇所ということで無電柱化の推進計画というのを策定されたものに点数を付けるという位置付けにしています。

続きまして、必要性効果につきましては損傷リスクの程度、ここにつきましても先程の平成8年の点検の文言を書いていたのですが、少し時間が経過しており、その文言は消させていただいて、下の評価要素の中に全て網羅しているということで考えています。そして、⑬に新たに地震等による電柱倒壊に伴う道路が閉塞し、地域の防災機能低下の恐れがある箇所こういう項目を付けて点数を付けていきたいと考えています。

あと実施環境につきましては、従前の防災事業の評価と同じ評価を考えております。説明

は以上になります。

(伊藤委員長)

ありがとうございます。今回、マニュアルは既にあって、その中で少し時間が経って時代に沿わなくなってきたものですから変更という格好の諮問になります。変更箇所は、今、ご説明あったようにお手元の資料の赤いところが消されたり追加されたという形になっております。では、ご意見等ございましたらお願いいたします。

欧米に行きますと、ほとんど電柱見なくなりましたものね、都心部に行けばいくほど、景観的な配慮が一番かもしれませんけど。地方都市に行きますと景観よりもむしろ今スクリーンに写っておりますような、いざ災害が起きました、災害大国日本ですからいつ起こるか、起こる確率かなり高いですから、そういった時に緊急車両が通れなくなって住民の命が失われるということになりかねませんので。日本もそういう無電柱化、地下に電気施設のみならず、いろんなものをというようなことでかなり前から動いておりますけれども、私がずっと補足説明してもしょうがないので、いかがでしょうか何かご意見ございますか。こちらは軽微な変更ということでご意見ないようですので、この変更でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

(道路課 道路安全室 江口様)

ありがとうございました。

《報告事項》

(伊藤委員長)

諮問事項は以上の2件になりまして、これからは報告事項に移りたいと思います。よろしいですか。

最初は新規評価実施箇所、これは新しく公共工事をやるというような、たくさんあるので個別にここでご説明するというわけにはいきませんから、地域の公共工事の全体像をまずご説明いただくという形になると思います。よろしいですか。はい、お願いいたします。

(事務局 野口課長)

お配りの資料の資料2から報告事項といたしまして、令和7年度新規評価実施箇所の予算化状況について説明をいたします。この新規に着手する事業につきましては、委員会でご審議いただき策定をいたしました新規評価マニュアルに基づき、県で新規評価を実施し、その結果を委員会へ報告するものとなっております。まず、スクリーンをご覧ください。

県で進めております社会資本整備の主な事業について説明いたします。

道路事業につきましては、有明海沿岸道路、西九州自動車道。河川事業では、城原川ダム

や六角川水系の牛津川遊水地、農林事業では、クリーク、ため池の護岸や森林の管理等、港湾事業では、伊万里港にアクセスします久原臨港道路など、産業・観光の振興や安全安心に資する事業などを進めているところでございます。令和7年度につきましても、こうした事業を引き続き進めるとともに、地域の状況なども踏まえまして、新たに着手する事業についても予算化を行っております。お手元の資料の資料2の1ページ、整備系の事業につきましては、上段に評価区分を示しておりますように、現地機関、本庁事業担当課、部の新規評価の結果、事業実施を判断いたしました28箇所すべてにつきまして、今回予算化を行っております。この中で道路の歩道や山間部の治山ダムの整備など、交通安全や災害の未然防止に資する事業などに着手をしております。

続きまして、2ページから、維持系につきましても同様に県で新規評価を行った結果、事業実施を判断いたしました188箇所すべてを予算化いたしまして、この中では道路の舗装補修や河川の浚渫など、施設の安全性向上や機能確保に資する事業などに着手をしております。

事務局からの予算の状況の報告は以上となります。

(伊藤委員長)

はい。この委員会は佐賀県公共事業新規事業評価委員会ということなのですが。公共事業という県がやられているお仕事全部公共事業ですものね、教育だったり、福祉だったり、産業振興だったり、この建物に入っているいろんなことが全部公共事業なのですけど。この委員会は社会資本ということがさっきスライドに出てきましたけど、いわゆるインフラの構造物を新しく作る整備系、今2ページですけど組み込まれているのです。今までなかったところに新しいインフラを作る整備系というのと、2ページ目になりますと、既に作ったのだけど長く時間がかかってぼろぼろになってきたから機能不全に陥っているよというような、直さなければいけないねというのが、維持管理をする維持系という2つの、大きく分けると社会情勢がありますよというご説明だったのです。それぞれについて今年度は何件、結論出ていますし、その予算規模に応じて大きな予算のものが内訳で何件というのがこちらの表になっています。年度初めのこの委員会で大体今年度このような形で進めますというようなご説明があるわけですが、委員の方々から何かこれに関してご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。はい、だいぶ時間も押しておりますので、続きまして、報告事項の方お願いいたします。

こちらの報告事項は令和6年度の簡易事後評価結果、これだとそのままでいいですね。令和6年度といいましたけど、今度は事後報告、頭を切り替えていただいて、今までは新しいものをマニュアルでどれだけ作るかとか、先程の予算は、今年度どういうところに新しく予算を付けるかというお話だったのですけど、ここからのご説明はもう既に作ったよ、過去のこの委員会で了承いただいて、インフラを作ったあと、時間が経って作ってよかったかどうかというのを、学校の先生いらっしゃるのですけど通信簿みたいなものです。やってみて評

価してみてAとかBとか各評価をもらって、税金がちゃんと使われているかどうかという通信簿みたいなものがここからのご説明になります。よろしいですね。はい、お願いいたします。

(事務局 野口課長)

では、配布資料の資料3から報告事項といたしまして簡易事後評価の実施結果について説明をいたします。

事後評価につきましては、県で評価を行いまして、AAからDまでの5段階評価を行っております。配布資料の中では、次のページに実際の評価資料をA3版で入れております。同じものをスクリーンの方に出しております。右上の評価項目を見ていただきますと大きくは事業効果の発現状況、それから事業による環境への影響、そして施設の維持管理の状況、地域住民等の関わり、これら进行评估いたしまして一番右上の方に総合評価として決定した評価を記載するという評価の方法を行っております。評価を行った結果、評価表の右上の総合評価がAA、A、Bの評価となったものについては委員会への報告、C、Dの評価になったものについては見直しを行い委員会でご審議をいただくこととなっております。今回は、これまでに事業が完了しておおむね5年間経過したものについて9件の事後評価を行っております。その結果C、Dの評価となった事業はなく、委員会で審議をお願いする事項がなかった旨をご報告させていただきます。今回の評価につきましてはA3版の資料に記載しておりますように総合評価といたしましてはAAもしくはAの評価となっております。ご確認をいただければと思います。

事務局からの事後評価結果の報告は以上となります。

(伊藤委員長)

件数が多いものですから個別にご説明いただくと委員会の時間何時間あっても足りませんので、後からご確認していただくという形をいつもとっております。ただ、今年はいつ頃ですかね、11月か12月ぐらいですか、見学があります。1月という可能性もありますよね。実際にここに載っているような施設に、現地に行きまして我々の目で見て、これA評価なり、またA評価だろうというのも確認することも毎年行っております。今回は、この紙面とか情報だけでご確認いただければと思います。では、報告事項の1番はこれでよろしいでしょうか。2番目、はい、どうぞ。

(三好委員)

教えてもらっていいのでしょうか。初めてなので教えて下さい。先程、通知表というふうに言われまして、私もこの評価で本当に分からないのでA3版の1枚目でしたら、評価項目がAA、A、A、B、A、Aという評価で総合評価がAAとなるというふうな見方をするのですか。

(伊藤委員長)

少しお時間かかりますか。

資料がすぐ出てこない。それも機械的にAがいくつあったらAになるように、その今情報を採られているみたいです。今、お手持ちじゃなかったら後から委員の方々疑問に思っている方いるかもしれない。メールで送っていただくか、システムチェックに。

(三好委員)

決まっているのですか。評価項目2つ目の資料だからA、B、B、B、B、Bで総合評価がAとつくというのがどんなふうに見ればいいのかと思ひまして、これだけBが並んだら学校だったらBかなと思うのですが、すみません。

(事務局 野口課長)

ここの改善の必要性のところで、先程AとかBとかCとか1個ずつ項目が出ていたのですが、AA、先程1から4の項目、A3のところという項目です。

(県土整備部 永松部長)

例えば、1ページでいけば、AAが1つありますので、B以上ですべてになっているので、だからAAという評価になっているということです。あとはA評価のところの総合評価のところはB以上かつ全てにおいてAだったら、全体評価もAですよというような、こういう決め方をしているということになります。

(事務局 野口課長)

1から4と書いてあるのがここの表、こっちに番号はないのですが地域住民との関わりと書かれている項目が1個上にありますが、その評価とかでAとかが出てくると最終評価がここで決まっていくというかたちです。先程のA3の表にも施設の維持管理状況とか記載をしております。

(伊藤委員長)

2ページ目が怪しげというか、Bが多すぎるので何でAかなと多分そういう感じをお持ちだと思いますので、2ページでいきましょうか。2ページ目のA、B、B、B、B、B、Bが5つあって、最後総合評価がAになっているという、普通平均を取るとBぐらいにしかなりそうもない。評価がAになっているのは最後の質問でなぜかというふうなところだったのですけれども、はい。

(事務局 野口課長)

まず左側からいきますと、事業効果の発現状況、今、A評価をしております。これでいき

ますと事業の直接的効果以外に関連する波及効果等が発現しているというこの評価をもってAとしております。2つ目、環境への影響につきましては、生活環境についてはBの評価、これは環境への影響は発生していない。2つ目、自然環境につきましてもB、影響は発生していない。3つ目、社会文化環境につきましても影響は発生していないということでいずれもB評価をしております。それから大きな3つ目、維持管理の状況ですけども、このB評価、維持管理指定により適切な維持管理を行っているということをもつてのB評価、最後の地域住民の関わりにつきましてはB評価ということで、事業目的が住民に理解され利活用されているという評価をもってBとしております。総合評価を見ていただきますと、今回この評価をもって2つ目です、①から④すべての項目においてB以上かつ今回1番目の事業効果がA評価になっておりますので、総合評価としてはAという整理をいたしております。

(伊藤委員長)

よろしいですか。

(三好委員)

はい、すみません、ありがとうございます。

(伊藤委員長)

Bが標準です。だからAが特に良くてBは標準というような認識で見ていただければ大体いいかなと思います。Bとついていると悪いような感じを受けますけど、どうでしょう次回の委員会の資料からこれに載せておいていただければ確認しやすいですので。

(事務局 野口課長)

承知いたしました。

(伊藤委員長)

1枚挟んでおいていただければと思います。はい、他の委員の方よろしいですか。もう1つ、お願いいたします。

(白田委員)

ご質問なのですが、この評価は事業をする前を比較して良くなったかということですか、それとも事業を開始したことによって、例えば、道路整備であつたら、騒音とか振動が軽減したとかそういうものがあると思うのですけれども、逆に交通量とかそういうのが増えることによって事故が発生する率が高まるとか逆に騒音が大きくなるとかいったリスクもあり得ると思うのですけれども、そういうものを全部加味した上での評価を行ってい

るということですか。

(事務局 野口課長)

おっしゃるように、事業に着手する前の現況から事業実施をしてどういうふうになってきたかというところを項目ごとに評価してやっているということです。

(白田委員)

例えば、4つ目の資料とかだったら、交通量とかそういうのが増えることによって新たに派生し得るリスクとかも含めた上で評価されているという理解でよろしいのですか。

(事務局 野口課長)

そうですね。

(白田委員)

ありがとうございます。

(伊藤委員長)

はい、では、報告事項ですからこの辺にしておきまして、ここからは資料4の方ですか、個別の案件の報告という格好ですね。お手元の資料で、資料4のページを開いていただくと資料4の1と2と3がありまして、個別に、先程、通知表をおおざっぱにもらいましたけれども、もう少し詳しく個別の事業についてご説明いただけるという報告になります。次の3でございまして、これは全部説明する、はい、では1件目からお願いいたします。

(事務局 野口課長)

では、お手元の資料の4から報告事項といたしまして、先程ご説明いたしました、今回、事後評価を行いました9事業のうちから代表箇所として3つの事業について事後評価の概要、効果等についてご説明をさせていただきたいと思います。担当課の方から説明をいたします。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

度々すみません。農山村課長の江口です。前回の分に引き続いて私の方から説明させていただきます。資料の1ページでございます。今回、白石平野地区ということで地盤沈下対策事業を行っています。右の方に図面をつけていますけど、武雄市それから大町町、白石町、この1市2町で取り組んだ受益面積が6,000ha程のピンクで塗ったエリアが6,000haくらいですけど、この中で取り組んだ事業について少し説明をさせていただきます。効果について説明をさせていただきます。地盤沈下対策事業というと、地盤沈下しないようにするための

事業と思われがちですけど、少しそういったところの背景も含めて説明をいたしたいと思います。資料 2 ページです。

白石平野地区の背景ということで書いていますけど、白石の方ご存知のように昔はなかなか水がなくて困った地域でございます。昔から言われていますけど、照れば干ばつ、降れば大水と言われるぐらいで、非常に水難儀された地域です。水が不足していたので農業用水を確保するために地下水をポンプでくみ上げて使っていたのですが、地盤沈下がそれに伴って進行しまして、水路をまっすぐにしておかなければいけないのが、ガタガタになったりだとか、農地も地盤沈下しますので水がたまりやすくなったりだとかそういったことがありました。こういうこともありましたので国の方と一体的に水源を嘉瀬川ダムの方に求めまして、国の事業と一体的に県が水路の改修ですとか排水機場の設置ですとかそういったことをやるということで進めて来た事業でございます。目的としましては、資料の 2 ページの下の方ですけど、地盤沈下によって機能低下した施設等の機能を復旧いたしまして、国、県の事業と一体的に整備を進めることで農業経営の安定化を図るというふうなものでございます。下の写真は、平成 24 年に嘉瀬川ダムからの水が白石町内に流れて出た時の最初の写真で、皆さんも喜んであった時の写真でございます。事業の内容は、途中も申し上げましたように、国営で作った水路から先の部分を県で整備いたしております。農地に至るまでの用水路の整備です。それから、今は皆様方見ていただくと分かるように、農地の形状というのは長方形にきちとなつていっていると思いますけど、昔は結構いびつな形をしていました。昭和 50 年当時ですね。県では場整備事業を水路の整備とかと一緒にほ場整備をやっていますので、そういったところで農地の整備はほ場整備事業で、水路の整備は地盤沈下対策事業でと。いうようなかたちで仕分けをして整備を進めています。あとは水路だけ整備しても湛水被害軽減できませんので、排水機場を新たに設置したりとか、こういったことも進めています。

整備の状況ですけど、これ今、行っても見られるような状況ですけど、こういう水路を、護岸を入れて水路を直線化して整備をしています。それとか道路のところはいびつになっていた橋を少し架け替えたりだとか、排水機場を新設したりだとかこういった整備を進めています。

効果といたしましては、資料の 4 ページですが、嘉瀬川ダムから安定的に農業用水が来るようになったと、今までは川の水とかため池の水とか地下水をくみ上げて農業用水を確保していたのですが、嘉瀬川ダムから安定的に水が来るようになったということで、農地周りの水路の水位を下げられるようになりました。昔は農地の田面高さいっぱいいっぱいまで水を溜めていたのですが、農地のそばの水路の水、クリークの水を下げられるようになりました。下げるとどうなるかというと、農地が乾くので、畑作物とかそういった物が作りやすくなるというような効果がございます。そういう意味で施設野菜とか露地野菜、こういったものの導入が進んだということでございます。一方で、湛水被害、こういったものも軽減されていまして、今、白石町内では大雨が降る前にクリークの事前放流という取組が定着

しています。クリークで貯留ポケットを作りまして、湛水被害を軽減するというような取組を進めています。これが、同じクリークなのですが、ここのところに通常ポケットがあるのですが、これがだいたい1 mです。農地の高さから1 m下がりの所が常時管理になるのですが、これから更に水を下げていくと、こういったことでポケットを作っていくというような取組をしています。だいたい白石町内で、ここのポケットの所が、大きい水路で300万トンぐらいの容量がある。県民の声としては池の水が復活したとか、農業生産が上がったとか、水管理していた所の精神的な負担が軽減されたとか、そういうふうなことの声が聞こえてございます。こういう整備によって農作業の効率化・省力化が図られまして規模拡大につながったという声も聞いています。以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、今、ご説明ありましたように地盤沈下対策事業といった、佐賀県にとって一大事業で、白石地区の地盤沈下というのは全国的に有名な災害と言っていいのか分かりませんが、重大な問題だったわけなのです。1 ページ目の工期を見せさせていただくと、昭和50年からこの地盤対策事業をやられているわけですね。私がここに来たのは約30年前なので、30年前でもひどかったですね。白石町役場に階段をつけないと入口は入れなかったのではないかな、確かそうだったですね、そんな写真よく見ました。いわゆる地面が下がってしまって昔建てた建物というのは、それからあきすぎてその階段で上にあがれなかったのです、だから追加して階段を作ってようやく入れるようになったところですね。そのような施設いっぱいありました。でも長い時間かけて少しずつさっきの嘉瀬川ダムというのは大きなポイントですけれども、それ以外にもコツコツといろんなところを放水路とか排水路とか整備されてようやく問題が解決されて、プラスアルファ玉ねぎの産地になりましたものね。日本でも有数な生産量も全国2位ですか、それくらいの有数な産地でまた品質も非常に良いということで、一大名物になったわけですけど。これもひとえに、長年の皆さんにとったら大先輩の含めたところからやられている一大事業がほぼ完結されたと思ってよろしいわけですか。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

はい、国の事業も終わっていますし、県の事業も、今日ご報告させていただいているように平成30年度で終わっていますので、一応事業としては完了と。

(伊藤委員長)

そうですね平成30年度に終わって、一区切りついてさっきの通知表を作るにはある期間をもってどうなったかというのを評価しなければいけないので、事業完了から5年とか、数年経ってからご報告という格好になるのがよくあるパターンでございます。すみません、私が長くしゃべりすぎまして、皆さんの方から何かご意見等ございましたらお願いいたします

す。どうぞ。

(樺島委員)

長く工事をされて平成 30 年に終わられたということですが、この後何か将来的に定期的にメンテナンスを実施する必要があるとか、そういったあたり何か今後必要なことというのは、今、考えられていますでしょうか。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

はい、ありがとうございます。白石町内をご存知の方も多いかと思いますが、あそこは結構地盤が緩い地域で、粒度の細かい泥があるのですが、そういう意味でレンコンがよく栽培されたりとかそういう状況があるのですが、その土砂が水路の中に溜まるのです。流れ込んで。泥水を置いておくとずっと沈殿するようなかたちで土砂が溜まっていくのです。そうなってくると水路の中がずっと泥で埋まっていきますので、そういったものを定期的に浚渫といって泥上げをやったりとか、そういったことをずっとやる必要があります。また、こういう金物というか鉄とかそういったもので作ったこういう鋼製の施設なんかは永久的な施設ではございませんので、そういった施設をメンテナンスすることが必要になってまいります。そういったことが今後出て来るかなというふうに思います。これは基本的に地域の施設なので、地域の方で維持管理をされていますので、必要に応じていろんな国の補助事業等を使ったりとかといったことでメンテナンスをしていくことは出来るのかなと思います。

(伊藤委員長)

他、よろしいですか。はい、昭和 50 年から長年ご苦労様でした。昭和 50 年より前に生まれていたのは委員の皆様では私だけですよね。いいのです手は上げなくて。本当に長い間ご苦労様でございました。

はい、では、次の項目に移りたいと思います。

(農林水産部 農山村課 江口課長)

ありがとうございました。

(農林水産部 森林整備課 武田課長)

農林水産部森林整備課長をしております武田と申します。よろしくお願いいたします。

私の方からは地域防災対策総合治山事業(楠地区)についてご説明させていただきます。1 ページの下の方でございます。事業の概要でございます。事業名が先程申しました地域防災対策総合治山事業で、地区名が楠地区、場所が唐津市の相知町になります。位置的に J R の厳木駅、それからその先の岩屋駅の、厳木駅から見ると北側、岩屋駅から見ると東側にな

ります。工期が平成 25 年から平成 30 年度の 6 か年間で、事業費が 23,531 万円、国費が 50%、県費が 50%となっています。事業の内容としまして、後で少しご説明しますけれども、治山ダム、この三角と四角の治山ダムを 6 個、流路工という下の縦に長いものが 57.6 m、それから本数調整伐といっていわれる山の仕事でいう間伐といわれる間引き、木を間引きする作業が緑色の色を塗ったところでそれぞれ間伐をやっているという状況になっています。事業の背景・目的でございますけれども 2 ページをお願いいたします。この写真のように、平成 24 年 7 月 13 日から 14 日の梅雨前線によりまして集中豪雨等によって溪岸浸食といいまして谷の岸が雨であらわれて土砂がたまると、いわゆるこういうのが土石流の発生源になったりします。手入れがなかなか行き届かないということで、これ杉なのですけれども植えたままの状態になっていて、いわゆる混雑しているような状態、植えっぱなしのままになっていて 1 本 1 本の木がひよろひよろになって、林床といいますけれども、山の土地に草も小さい木も何も生えていない土がむき出しになっているような状態になっている森林というのが見受けられております。そういったことでこういった土石流になりそうな谷とか荒れてしまったような森林を治山事業によって復旧をしたというものでございます。治山事業ってなかなか皆さんご存知ないかなと思いますけれども、いわゆる山が荒れてしまうと集中豪雨によって先程の写真のような溪岸浸食等が起こって土砂が溜まります。この溜まったものは最終的に土石流になって下流に流れ出したりして災害の発生が起これば、治山事業によって先程の森林を間引いてやることで植生が豊かな山に戻してやったりとか、あと治山ダムによって溜まった土砂を固定することによって土石流の発生を抑止するというような事業になってございます。今回、治山事業によってまずここ溪間工ということで、いわゆる谷が荒れている所にこういった見た目は砂防みたいなものなのですけれども、コンクリートの治山ダムというもの、それから水をきれいに下流まで流してやる流路、いわゆる水路ですけれどもこういったものを 26 年度に整備して、現況はこういった緑豊かな状態になっているというところで土石流の発生を抑止したり溜まっている土砂をここに溜めて、溪岸浸食等による濁水を防止して水質が改良されたと、こういった状況が見られるということです。

同じように、別の箇所ですけども、同じこういう形で治山ダムを入れて今現在はこのような緑に戻っているという状況になっています。

こちらが先程の間伐、間引きということなのですけれども、今見ていただけるように、元々何も生えていないような状況になっています。1 本 1 本の木の間隔も非常に狭いところで、これを間引くことで現在としては林床、土の所に小さな草が生えたりとか低木が生えたりとかでこの間隔も広くなって、見て分かるように日光が良く差し込むことになって、ここの森林の環境が改善されているというような状況になっております。こういったことで土砂が流れ出すのを防いだりしているということでございます。

成果・効果としまして、これまで 24 年に災害があつていろんな溪岸浸食が起こったと言いましたけれども、その後に令和 3 年、それから令和 5 年に大きな災害がございました。24

年当時は最大日雨量 218mm、最大時間雨量が 41.5mm ということだったのだけれども、その後にもそれを上回る様な災害が起きたにもかかわらず下流への土砂の流出とか山の崩壊というものは見られなかったということでございます。

これらの施設につきましては、県で点検・補修等を行っておりまして、維持管理を現在も実施しています。それから、地震とか豪雨時には緊急点検であったりとか、唐津市さん主催の合同防災パトロールこれらを通じて管理を行っているところでございます。地域住民の皆様方からはもともとこの地域は谷が多い地形で、雨の日には土砂が流れやすかったけども、ここで治山ダムをすることで土砂の流出が抑えられたと、そういったことで安心して暮らせるようになったというような声を聞いております。本数調整伐、これをしたことによって森林の再生が進んで先程言ったような下層植生が生育して生物環境がよくなっているというようなお声も聞いています。説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。今、治山とか山の工事、いわゆる土砂崩れの工事が重要であるということはもう皆さんご存知のとおりであると思えますけれども、先月も鹿児島で被害が、土砂崩れが起こっていましたし、2年前唐津でもありました。日本全国大きな土砂崩れによって命を落とす事故というのが非常に多く、毎年のように見られます。ですからこういったインフラの重要性ということを皆さんご存知かと思えます。最近で一番大きかったのは 2014 年かな 11 年前の広島のと土砂災害は 80 名弱、70、7、8 人くらいの方亡くなっていますものね。それだけで。ということでこの件に関して何かご意見等ございましたらお願いいたします。はい。

(笹川委員)

素朴な質問です。本数調整伐というもののなのですけれども、保全対象という所の集落がここにも書いてあるのですが、通常間伐するときというのは、自然というのは特に境界はなく林がある中で、私有地とか県とか市とかいろんな所あると思うのですが、対象は全部をされていらっしゃるんですか。それとも県だけとかですかね。

(農林水産部 森林整備課 池田課長)

はい、ありがとうございます。一応、所有区分で言いますと全てを対象にしております。基本的には本数調整伐、間伐する所は治山事業ということで森林法の中で保安林というのが定義付けられておりまして、いわゆる重要な森林については少し規制が強い、木を切るにも許可がいたりとかいう保安林という制度があるのですけれども、その保安林を対象に整備をしているということになっています。

(笹川委員)

ありがとうございます。

(伊藤委員長)

他はよろしいですか。はい、では、ありがとうございました。

(農林水産部 森林整備課 池田課長)

ありがとうございました。

(伊藤委員長)

はい、では、最後になります。道路課さんですか。

(県土整備部 道路課 天本課長)

こんにちは。道路課長の天本と申します。私からは、道路事業の多久若木線（女山工区）の事業効果についてご説明させていただきます。座って失礼します。

事業の概要でございます。事前に先程申しあげました主要地方道多久若木線、工区名が女山工区ということになります。所在地が多久市西多久町の板屋から武雄市若木町川古にかかるトンネルの工事になります。工期は平成 21 年から平成 29 年まで、事業費が約 54 億円となっております。事業内容はバイパスでトンネルを通すという工事、全長が 1.8 km ございました。

事業の背景と目的でございます。この路線は多久市西多久町の国道 203 号から武雄市若木町の国道 498 号を結ぶ道路となっております。現道になっていきます女山峠はカーブが連続して急峻な地形になっておりまして、円滑な走行に支障を来しているような状態で交通事故も発生した区間でございました。写真を見ていただくと分かりますようにカーブが連続したような所であって、大型車が中央線をはみ出して走行したりですとか、トラックが横転事故を起こしたりということもあっていた状況です。このために交通量円滑化ですとか、安全性の向上を図るためにこの峠区間をトンネルで通すという事業でございます。

整備後の事業の効果ですが、1 つ目は交通の円滑化です。カーブの多い道路からトンネルになったことで走行性が向上しまして、1 日あたり交通量が整備前の 5,370 台から 7,132 台に増加をしております。大型車両については約 1.5 倍、小型車は約 1.3 倍になっています。グラフの小型車青、大型車が赤となっています。

2 番目の効果は交通事故の減少となっています。表に示していますように整備により交通事故の減少につながっております。平成 29 年 11 月にトンネルが開通しておりますけれども、それ以降の 5 年間で事故は発生していないという状況でございます。この事業の完了後に県民の方、地元の住民の方ですとか伊万里港のコンテナターミナルの関係者の方ですとかに聞き取りの調査を行っております。その結果、交通の円滑化で県東部から伊万里港へ

のアクセスの向上が図られておりまして、諸富・大川方面の家具関連の貨物量が増加している、円滑に運べるようになっていくというお話ですとか、こういった運搬路の整備は伊万里港のポートセールスを行う上で利点にもなっておりまして、伊万里港の今後の発展も期待できるということで、ハード・ソフト両面で物流の活性化に貢献しているというようなお話もありました。また、トンネルが通ったことで峠ですとか集落内の旧道の交通量が減少しておりまして、整備前に比べて騒音や振動が軽減して生活環境の改善も図られているということ、あと写真にありますように冬の時期は路面が凍結、積雪という心配がありましたけれども、そうした降雪時の安全性が向上したりとか、何よりも時間短縮につながったというような声を伺っております。説明は以上になります。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。女山峠についても、事業結果というか効果についてご報告いただきました。これは確かこの委員会でこのトンネルを掘っている時に見学に行った覚えがあります。鳥井委員もいかれましてよね。

(鳥井委員)

開通式典の司会をしました。

(伊藤委員長)

司会の方をやられたんですね。ちょっと昔の話なので、今だいぶ変わっていると思いますがトンネル女性はいれなかったかな、工事中は。

(鳥井委員)

見ました、一緒に見ました。

(伊藤委員長)

行きましたね、それで入れなかった。

(鳥井委員)

入れないという話だったのですが、特別に入らせていただきました。

(伊藤委員長)

入れてもらったんですね。

(鳥井委員)

はい。

(伊藤委員長)

若い方ご存知ないかもしれませんが、トンネルを掘るというのは伝統的な、江戸時代やもっと昔からやっていて、何で女性が入れないかという山之神様が女性であることが多いということで、それでいわゆる迷信でしょうけれども、嫉妬して掘っている間に事故が起こらないようにということで、昔ながらの職人さんはかなり慎重になって、そういったこともあったのですけれども、見学の時は入れていただいたのですよね。そんなのを少し思い出しました。こちらトンネルができるまでは九十九折りでかなり事故が多かった、それがトンネルで、確か450mくらいのトンネルだったですかね、バイパス自体は1kmありますけど、トンネル延長は450mでしたかね。

(県土整備部 道路課 天本課長)

1.2 kmです。

(伊藤委員長)

トンネル延長は1.2 kmですね。ごめんなさい、他のトンネルと勘違いをしていました。比較的大きなトンネルで皆様もご利用になったことあるかと思いますけれども、利便性とか安全性も含めて高まったという結果になっております。はい、ということでご意見等ございましたらお願いします。よろしいですか。はい。ご報告は以上です。はい。

そうしましたら今日、予定しておりました議題はすべて終わったということになります。今日の諮問事項から遡っても結構ですので、今日の議題を通して何かご意見が、ご質問でも結構でございますのでございましたらお願いいたします。よろしいですか、はい。

では、事務局の方にマイクをお返しいたします。

5、閉会

(県土整備部県土企画課 御厨副課長)

はい、伊藤委員長におかれましては議事の進行、また委員の皆様についてはさまざまなご議論をいただきましてありがとうございました。本日の貴重なご意見を今後の公共事業の取組や、こういった場でのPR、説明時にも至らぬ点もございましたので、そういったところもしっかり反映をしていきたいと思っています。

最後に、事務局から今後のスケジュールについて簡単に説明をさせていただきます。次回の委員会になります第66回の委員会では、事業の再評価についての諮問、それから来年度に向けた事業の新規評価の結果の報告というものを予定させていただきたいと思っております。できれば、その委員会と合わせて再評価対象の箇所、それから現地の視察の方を予定させていただきたいと考えております。日程調整につきましては、後日事務局の方よりご案内させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

、それでは、これをもちまして第 65 回佐賀県公共事業評価監視委員会を終了いたしたい
と思います。本日は誠にありがとうございました。